

亀山市告示第79号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、65歳未満であって、かつ」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。